

資料9

平成28年7月14日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成27年11月7日から平成28年6月30日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等	1	1
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為	1	1
計	3	3

2 指名停止一覧(平成27年11月7日～平成28年6月30日)

	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	朝日テクノ株式会社	平成28年2月4日から 平成28年11月3日まで (9か月)	練馬区発注公共工事の施工にあたり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	区内	工事
2	株式会社 政所設計 東京支社	平成28年3月1日から 平成28年11月30日まで (9か月)	契約の履行にあたり、履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区内	工事
3	藤島建設株式会社	平成27年11月2日から 平成28年8月1日まで (9か月)	区発注契約に関し、違法行為等を行うことにより、著しく信頼関係を損なう行為があったと認められるため	区内	工事